

富山赤十字病院臨床研修委員会規程

(目的)

第1条 富山赤十字病院委員会規程第9条に基づき臨床研修委員会の運用に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 臨床研修プログラムの検討・作成に関すること。
- (2) 臨床研修の実施及び指導に関すること。
- (3) 臨床研修の評価及び修了認定に関すること。
- (4) 研修医の受入・配置計画に関すること。
- (5) その他臨床研修に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 研修実施責任者、プログラム責任者及び指導責任者
- (3) 事務部長
- (4) 看護部長
- (5) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (6) 病院及び研修協力施設以外に所属する医師又は有識者
- (7) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決する。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査、検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させて、意見等を聴くことができる。

(小委員会)

第9条 各研修医の研修状況を個別に把握し、修了認定にむけて適宜適切に対応するため、委員会の中に小委員会を設置する。小委員会の委員長には委員会委員長を充て、構成員は委員長が選任する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研修センターにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年2月1日から一部改正する。

この規程は、平成23年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年3月15日から一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

この規定は、令和6年9月20日から一部改正する。